

平成 29 年 第 5 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 29 年 5 月 2 日 (月) 午後 3 時 00 分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒 松 直 之		
議 事			
	日程第 1 議事録署名委員の指名		
	日程第 2 議案事項		
	<p>議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について</p> <p>議案第 3 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第 3 条の 3 の規定による届</p> <p>2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届</p> <p>3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届</p> <p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による賃貸借権の解約受理について (合 意解約)</p> <p>その他</p>		
	日程第 3 その他		
出席委員	13 名	※ 番号は議席番号	
	1 番	佐藤 隆博	2 番 伊藤 繁幸
	3 番	田中 信行	4 番 彌田 和好
	5 番	園田 喜久男	6 番 山本 國雄
	7 番	久保 賢一	8 番 大野 泰徳

	9 番 恒松 直之	10 番 西本 義矩
	11 番 恒松 はつみ	12 番 原 年江
	13 番 荒木 秀登	
出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 吉岡 千紘	
	午後 3 時 00 分 開会	
局 長	それでは、只今より平成 29 年第 5 回別府市農業委員会総会を開会いたします。	
会 長	<p>みなさん、本日はお忙しい中、総会へのご出席、ありがとうございます。</p> <p>今年度のクールビズの取り組みについてですが、5 月 1 日から 10 月 31 日までということで、通知がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>さて、開会の前に、5 月 1 日付で異動の発令がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>職員課から吉岡千紘主任が農業委員会事務局へ着任されました。</p> <p>ここで、吉岡主任にあいさつをお願いしたいと思います。</p>	
吉 岡	<p>吉岡千紘です。</p> <p>今から色々覚えて行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>	
会 長	<p>事務局職員が 1 名増となり、更に一丸となって、頑張っていたきたいと思います。</p> <p>それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただきますので、何卒よろしくご協力の程お願い致します。</p> <p>座って進行いたします。</p>	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の総会の出席委員数は 13 名で、委員定数 13 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p>	

	<p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をし ていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りく ださるようお願いしす。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、別府市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を努めさせていただ きますので、何卒よろしくご協力の程お願い致します。</p>
議 長	<p>総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほ うから指名したいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ご同意いただきましたので、6番委員、12番委員を指名いたします。よ ろしくお願いいたします。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布しております議案第1号「農地法第5条 第1項の規定による許可申請の審議について」が、1件でございます。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」が、1 件でございます。</p> <p>議案第3号、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について で、「農地法第3条の3の規定による届」が2件、「農地法第4条第1項第7 号の規定による農地転用届」が1件、「農地法第5条第1項第6号の規定によ る農地転用届」が4件でございます。</p> <p>次に、報告第1号として、「農地法第18条第1項第2号の規定による貸貸 借権の解約受理について」（合意解約）が2件、その他の報告が1件ござい ます。</p> <p>それから、その他となっております。</p>

議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第1号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議についてです。</p> <p>番号1番より説明いたします。申請人の住所・氏名</p> <p>譲渡人 別府市大字北石垣△△番地 ○○○○ 建設業</p> <p>譲受人 宇佐市安心院町南畑△△番地 ○○○○(株) 代表取締役 ○○○○、動物園経営</p> <p>土地の区分は、市街化調整区域、</p> <p>届出の土地は、大字南畑字木ノ根原△△番 畑(荒地) 895 m² 外2筆、合計 1,624 m²</p> <p>場所は、通称天間6組、○○○○(株)と天間大橋の間にある道を北西へ900mの付近です。</p> <p>施設の概要は、山林用地としてクヌギ植樹200本 1,624 m²です。</p> <p>転用の時期は、許可あり次第です。</p> <p>申請地は昭和49年に大分県から賃貸借の許可を受け、○○○○(株)に使用する、用水のパイプ施設が設置してありました。今般の5条許可申請の提出に伴い、農地法第18条第1項第2号による合意解約の届も併せて提出がありました。それについては、報告第1号にて御報告いたします。</p> <p>申請の理由は、譲渡人 申請地については、昭和49年12月5日から大分県の許可を受け、土地の一部に譲受人が経営する施設のための用水使用の地役権が設定されていた。また、残りの農地についても昨今の猪・鹿の出没により耕作は出来ない状態でありましたので、永年の地役権者である譲受人に譲渡を申し出ました。</p> <p>譲受人 昭和49年12月5日から大分県の許可を受け、申請地の一部に地益権を設定し、施設運営の用水を導水してきました。このたび譲渡人の申し出により買受後、現在の用水施設の維持とクヌギを200本植え景観保護に努めます。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりました。</p> <p>2月に原委員が現地確認を行っておりますので、現況について原委員より若干ご説明願いたいと思います。</p>
原委員	<p>2月24日に前伊藤局長と現地の確認をいたしました。申請地はすでに用水施設が埋設してあり、何年も耕作していない状態で、荒地となっています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、何かご意見はありませんか。</p>
田中委員	<p>はい、クヌギを200本植えるという事ですが、対策をしないと鹿の被害があると思います。</p>
久保委員	<p>申請地は鳥獣害対策の柵の中になっています。近所で田をしている人は二重に柵を作っているの、そこまで必要があるかは分かりませんが一応柵があります。</p>
議 長	<p>今後、鳥獣害被害がある場合は助言をお願いします。それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ほかにご異議もないようですので、議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」でございます。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>説明いたします。</p> <p>議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請の審議についてです。</p> <p>番号1番 申請人の住所・氏名</p> <p>譲渡人 福岡県福岡市早良区百道3丁目△番△号 ○○○○ 会社員</p> <p>譲受人 国東市武蔵町内田△△番地 ○○○○ 農業</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>届出の土地は、大字内竈字森谷筋△△番 田(畑) 872 m²</p> <p>場所は、内竈5組、市立内竈保育園 通称スキップパークから北西に約○m付近です。</p> <p>譲渡人の経営状況は、自作面積が582.68a(畑18.88a、樹園地582.68a)世帯構成は3人、</p> <p>申請の事由は譲渡人 現在県外在住であるので耕作が困難であり、後継者も農業をする意思がないため、農地として使用する譲受人に譲り渡したい。</p> <p>譲受人 以前から市街地の近くで野菜や小果樹を栽培したいと考えていた。現在国東市でみかん栽培をしているが、農地取得後は小果樹(ブルーベリー)の摘み取り園と無農薬野菜の栽培をいたしたい。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」何かご意見はありませんか。</p>
委員	意見なし。
議長	それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	<p>ほかにご異議もないようですので、議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>次に、「議案第3号」、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、農地法第3条の3の規定による届、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転</p>

用届について、事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。

議案第3号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。

1 農地法第3条の3の規定による届です。

番号1番 兵庫県神戸市垂水区朝谷町△番地 ○○○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字南立石字堀田△△番1 田(田) 862 m²です。

場所は通称堀田3組、堀田温泉から南西へ○m付近です。

平成29年2月1日相続、あっせん希望なし、届出の日は、平成29年4月6日です。

番号2番 別府市大字鶴見△番地 ○○○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字南立石字板ヶ平△△番地 畑(畑) 42 m² 外2筆
合計 646 m²

場所は通称堀田3組、堀田温泉から北西へ○m付近です。

平成29年2月1日相続、あっせん希望なし、届出の日は、平成29年4月6日です。

続きまして、2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。

番号1番 別府市大字南立石△番地 ○○○○ 無職

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字南立石字ソコバタ△△番 田(雑種地) 248 m² 外1筆
合計 263 m²

場所は通称、堀田1組、堀田公民館から東へ○m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として 木造2階建 120 m²、専決年月日は、平成29年4月6日です。

続きまして、3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届です。

番号1番 貸付人 別府市照波園町△番△号 ○○○○ 無職

借受人 別府市南的ヶ浜町△番△号 持分2分の1 ○○○○ 外1名
会社員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字北石垣字祝園△△番 田(畑) 381 m²

場所は通称、上人西10組、市立上人小学校から南へ○m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として 木造平屋建 114.09 m²

専決年月日は、平成29年3月21日です。

番号2番

譲渡人 別府市大字内竈△番地 ○○○○ 無職

譲受人 長崎県長崎市香焼町△番地 ○○○○ 会社役員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字内竈字金丸△△番 田(雑種地) 1,379 m²

場所は通称、内竈4組 市立内竈保育園通称スキップパークから北西に
○m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として バラス敷き 1,379 m²

専決年月日は、平成29年3月24日です。

番号3番

譲渡人 別府市大字野田△番地 ○○○○ 会社員

譲受人 玖珠郡玖珠町大字塚脇△番地 ○○○○ 自営業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字野田字羽室△△番 田(荒地) 1,798 m²

場所は通称野田1組の1、旧県立別府羽室台高校を西へ○m付近です。

施設の概要は、宅地分譲用地として 集合住宅2棟 866.08 m²

専決年月日は、平成29年3月31日です。

番号4番

譲渡人 愛媛県八幡浜市保内町川之石△番耕地△番地 ○○○○ 会社
役員

譲受人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○ 会社経営

土地の区分は、市街化区域

	<p>届出の土地は、幸町△△番 田（雑種地）323 m²です。</p> <p>場所は通称幸町△番△号の隣地で、野口ふれあい交流センターから北西へ○m付近です。</p> <p>施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き 323 m²</p> <p>専決年月日は、平成 29 年 4 月 11 日です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますのでご了承下さい。</p> <p>3 ページの議案第 3 号をご覧下さい。番号 1 番と 2 番のお 2 人はあっせんの希望なしとなっておりますが、1 番の方は県外在住ですので農地が荒れていかないか心配です。地元の委員は今後の経過に注意いして頂きたいと思います。</p>
議 長	<p>次に、報告第 1 号農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）の事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第 1 号は、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）です。</p> <p>番号 1 番 申請人の住所・氏名</p> <p>使用貸付人 別府市大字鶴見△番地 有限会社○○ 代表取締役 ○○ ○○</p> <p>使用借受人 別府市大字野田△番地 有限会社○○ 代表取締役 ○○ ○○</p> <p>申請の土地は、大字野田字河原奥△△番 原野（一部畑）20,101 m² 外 1 筆 合計 22,947 m²</p> <p>場所は湯山のマスの養殖場の横です。</p> <p>申請の理由は○○の前取締役の遺言により、使用賃貸契約を平成 29 年 2 月 10 日に解約しました。</p> <p>有限会社○○は平成 14 年に大分県へ申請により農業生産法人となり、有限会社○○から原野と山林を借り受け農業委員会の許可により、借り受けた一部が農地として認められました。しかし、代表者がすぐに体調を壊し、農業生産法人としては営業していない状態でした。今後、有限会社○○から何ら</p>

	<p>かの申請が出た場合、ご協議願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>番号2番 申請人の住所・氏名</p> <p>貸貸人は、別府市大字北石垣△番地 ○○○○</p> <p>賃借人は、宇佐市安心院町南畑△番地 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○</p> <p>申請の土地は、大字南畑字木ノ根原△△番 畑（荒地）895 m² 外2筆 計1,624 m²の内330 m²</p> <p>申請の理由は昭和49年12月5日から借受人が経営する施設のための用水使用の地役権の賃貸借契約を継続していました。今般貸貸人からの賃借人への売買の申し出により、賃貸借契約を平成29年4月1日に合意解約しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項ですので、ご了承ください。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、本日の議案以外で他に何かございませんでしょうか。</p> <p>他にないようですので終了いたします。</p> <p>ありがとうございました、これにて散会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
<p>午後 15 時 43 分</p>	<p>上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。</p> <p>議 長 <u>会 長</u></p>

署名委員 6番委員

署名委員 12番委員